

市原市の下水道使用料

下水道使用料の計算方法

下水道使用料 = 基本料金 + 超過料金

上水道の使用水量を汚水排出量として、下水道使用料を算出します。

2か月分の上水道の使用水量を前月分と後月分に2等分し、1か月あたりの汚水排出量を求めます。(端数がある場合は前月に加算します)

次にその1か月あたりの汚水排出量に「下水道使用料料金表」の超過料金単価をかけ、基本料金850円と消費税を加え、1か月分の使用料を求めます。(10円未満切捨て)最後に前月分と後月分を合算し、2か月分の下水道使用料となります。

※汚水排出量が10m³までの場合は、基本料金の消費税を加えた額となります。

ただし、汚水排出量が0m³の場合は0円となります。

《計算例》汚水排出量が49m³の場合、使用水量を1か月25m³と1か月24m³に分けて計算します。

(1か月25m ³)	
基本料金	850円
超過料金	
11~20m ³	10m ³ × 110円 = 1,100円
21~25m ³	5m ³ × 139円 = 695円
計	2,645円 × 1.08 = 2,850円(10円未満切捨て)

(1か月24m ³)	
基本料金	850円
超過料金	
11~20m ³	10m ³ × 110円 = 1,100円
21~24m ³	4m ³ × 139円 = 556円
計	2,506円 × 1.08 = 2,700円(10円未満切捨て)

下水道使用料 2,850円 + 2,700円 = 5,550円

下水道使用料料金表 (1か月につき)

(税抜き)

区分	基本料金		超過料金	
	汚水排出量	料金	汚水排出量	料金
一般汚水	1 ~ 10 m ³	850 円	11 ~ 20 m ³	110 円
			21 ~ 30	139
			31 ~ 50	161
			51 ~ 100	178
			101 ~ 500	193
			501 ~ 1,000	252
			1,001 ~ 2,500	274
			2,501 ~	293

● 水道水以外を使用した場合について

水道水以外(井戸水等で使用水量を計測する装置が無いもの)を使用した場合の汚水排出量の認定方法は、次のとおりです。

- ① 一般家庭では、1世帯1人につき2か月10m³を使用したものとして認定します。
- ② 水道水との併用家庭では、1世帯1人につき2か月6m³を水道使用水量に加えた合計量とします。
- ③ 一般家庭以外では、井戸モーター・ポンプ等使用の態様を勘案して使用水量を認定し、これを汚水排出量とします。

※ 事業所などで井戸水等を使用する場合、水量計の設置をお願いしています。

市原市下水道使用料早見表 (2か月につき) (税込)

(税込み)

水量	使用料	水量	使用料	水量	使用料	水量	使用料	水量	使用料	水量	使用料	水量	使用料	水量	使用料
1	1,820 ^円	16	1,820 ^円	31	3,140 ^円	46	5,100 ^円	61	7,380 ^円	76	9,980 ^円	91	12,590 ^円	400	75,080 ^円
2	1,820	17	1,820	32	3,260	47	5,250	62	7,560	77	10,160	92	12,760	450	85,500
3	1,820	18	1,820	33	3,370	48	5,400	63	7,730	78	10,340	93	12,940	500	95,920
4	1,820	19	1,820	34	3,480	49	5,550	64	7,900	79	10,510	94	13,120	600	116,760
5	1,820	20	1,820	35	3,600	50	5,700	65	8,070	80	10,680	95	13,290	700	137,600
6	1,820	21	1,940	36	3,720	51	5,850	66	8,240	81	10,850	96	13,460	800	158,440
7	1,820	22	2,060	37	3,840	52	6,000	67	8,420	82	11,020	97	13,640	900	179,300
8	1,820	23	2,180	38	3,960	53	6,150	68	8,600	83	11,200	98	13,820	1,000	200,140
9	1,820	24	2,300	39	4,080	54	6,300	69	8,770	84	11,380	99	13,990	1,200	254,560
10	1,820	25	2,420	40	4,200	55	6,450	70	8,940	85	11,550	100	14,160	1,400	309,000
11	1,820	26	2,540	41	4,350	56	6,600	71	9,120	86	11,720	150	23,780	1,600	363,440
12	1,820	27	2,660	42	4,500	57	6,750	72	9,300	87	11,900	200	33,380	1,800	417,860
13	1,820	28	2,780	43	4,650	58	6,900	73	9,470	88	12,080	250	43,800	2,000	472,300
14	1,820	29	2,900	44	4,800	59	7,050	74	9,640	89	12,250	300	54,220		
15	1,820	30	3,020	45	4,950	60	7,200	75	9,810	90	12,420	350	64,640		

※上記、下水道使用料早見表は一般汚水扱いです。

● 汚水排出量の減量手続について

製氷業、その他の営業で、その営業に使用する水量と公共下水道に排出する汚水の量が著しく異なる場合は、申告に基づき、その排出量を減量して認定します。

● 福祉減免の手続について

「生活保護世帯」については、下水道使用料の全部または一部を免除します。
(注) 下水道使用料の免除を受けようとする場合は、下水道使用料減免申請書及び生活保護受給証明書の提出が必要です。

下水道使用料の減免・認定に関するお問い合わせは、
下記お問い合わせ先にご連絡ください。

お問い合わせ先

市原市役所 上下水道部 下水道管理課
所在地：市原市松ヶ島西1丁目4番地 下水道センター2階
電話：0436-23-9043

<https://www.city.ichihara.chiba.jp/kurashi/suido/gesuido/gesuiryokin/shiyouyou.html>

